

厚生常任委員会

平成19年8月22日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	木田 守彦
中川議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	西川 肇	同 課 長 補 佐	寺田 良信
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	健 康 推 進 課 長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
環 境 対 策 課 長	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	清水 昭雄		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 吉野委員、西谷委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

署名委員に、吉野委員、西谷委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、ただ今町長からお話でしたが、お手元に配布しておりますとおりでございます。

直ちに案件に入らせていただきます。

初めに1. 継続審査案件でございますが、（仮称）総合福祉会館の整備、運営に関することについてを議題といたします。理事者の説明、報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長

（仮称）総合福祉会館の整備、運営に関することについて、ご報告申し上げます。

（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、6月議会におきまして、建設、機械設備、電気設備の工事請負契約に係る契約の締結の議決をいただき、現在、建設工事では、仮設工事を終えまして、地盤改良工事を施工している段階でございます。また、機械、電気設備につきましては、施工図面等の作成等を現在行っているところであります。

8月8日現在での工事出来高につきましては、現在2. 9%となっ

ております。平成20年5月28日の完成を目指しまして工事を順調に進めているところでございます。また、工事現場周辺や工事車両の通行経路の住民の方へは説明会等を行い理解を求めながら、工事中の騒音等にも十分配慮しながら進めているところでございます。

また、管理及び運営方針につきましては、県内の類似施設の調査研究を行いながら、また、当委員会のご意見をもらいながら、12月議会頃に議論いただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

今後も事業の進捗状況、運営方針につきましては、議会にご相談しながら、より良い施設の建設と運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 報告が終了しましたので、質疑、ご意見などがあればお受けいたします。 吉野委員。

吉野委員 こういう委員会に慣れておりませんので、質問内容これでいいのかちょっとわかりませんが。この（仮称）総合福祉会館が出来た場合の図面など見ますと喫茶コーナーというのか、食堂コーナーというのがあったように思います。このコーナーについては、まだどこが経営母体になるとか、そういうことはまだ決まっていないだろうと思うのですけれども。私、実はいろんな機会を求めて、また向こうから要求があれば、障害者さんの集まりなどに出かけてお話をうかがってきております。そのなかに一つ、是非そういうところの喫茶コーナーとか、そういうところの運営というのでしょうか、それをなんとかできないんでしょうかと、こういう相談を受けました。いずれ正式には町のほうへ来るかもしれませんが。その内容といいますのは、障害者さんは、先ほどの法律の改正により、非常に経済的に障害者さん本人にも、ご家庭の方も困っていると。そういうときにそういうコーナーがあれば多少収入の道になるのではないかなと。こういうことから申

し入れがあったわけです。一つは統合失調症の患者さんの団体からがありました。私もそういうところへ実習に行くのですけれども、私どもから見れば普通の青年でございます。その人は教員志望だったそうです。ところが大学を終わる直前に発症してこういうことになっていると。何が一番要求すること、何ですかと聞きますと、お金が欲しいって言うわけですね。お金が欲しいって、今病気の状態ですから、ここでちゃんと療養するのが一番のあれでないのかなという話をしましたら、実は今まで大学出る寸前まできて教員になろうとしたところがこういうことになって、親に大変迷惑をかけていると、経済的に。自分で、例えばCD聞きたいとか、ちょっと映画見たいとかいう場合もほとんどお金がないような状態でね、そういうこともできないと。ですから、お金が欲しいと。こういう話があったわけですよ。私としては、それは意外だったわけですよ。なるほどなど。何をすることについてもお金が大事だろうと。親御さんも大変、こういう障害の方を持っておられる人は、当然、大変子どもさんのことを心配されているわけであり、それに対して、自治体としても、いろんなかたちで具体的に応援する場があればなお良いだろうと思います。ですから、喫茶コーナーなどについても是非お願いしたいということで。

町長　これは以前からそういうことの実態、いろいろと我々、議会も受けておりますから。そういう関係で今現在、いきいきの里でそういう業者さんのご配慮をいただいて、虹の家、あゆみの家の関係に手伝っていただいているという状況から、今こういう福祉総合センターをするなかで、いろいろと検討をしてきたなかでも、そういう喫茶コーナーのなかにはできるだけ虹の家、あゆみの家の関係等についてご利用いただくとか使用いただくということも踏まえておりますので。この喫茶コーナーについては、そういう方々によって運営をしていただくということになっていこうと考えています。

吉野委員　わかりました。

委員長 　ただ今の吉野委員の質問のなかで、一点私自身も気になりましたが、この統合失調症の方というのは、障害認定においては、どんなふうになっているのか。実際、認定を受けられている方については、20歳を越えますと障害基礎年金が受給されるケースというのが、申請によってね。斑鳩町でもかなり受給を受けておられるというふうには思っておりますが。この統合失調症の方については、そのあたり、障害の認定がどうなっているのかなあというのが今、その経済的な面のお話を聞くなかで私自身も気になりましたが、これについては、担当が今出席はされておりませんが、担当課長のほうどうでしょうか。

西川福祉課長。

福祉課長 　担当に確認させて、また報告させていただきますが。一応、統合失調症につきましても精神障害のほうで申請すれば可能というふうには思っております。確認させていただきますのでよろしく願いいたします。

委員長 　吉野委員さん、ご相談受けておられましたら、そういう点についてもまた担当からも報告してもらいますが、そういう受給できるような方向もまた考えていけたらと思いますので。

ほかに。 西谷委員。

西谷委員 　この福祉会館のなかでデイサービスとかの関係について、実際、引き続きやっていかれる予定があるのかどうか。実際、やるとしたら、広陵町、河合のなかでは、相当やることによって赤が出ているという実態があるわけなんですけど、その辺のところはどう考えておられるのか、この2点だけお尋ねしておきたいと思います。

福祉課長 　総合福祉会館のなかにございます社会福祉協議会が現在、介護保険事業の訪問介護を行っております。デイサービスにつきましては、総

合福社会館のなかではそういう事業は考えておりませんので、よろしくお願いたします。

木田委員　総合福社会館ということですね、社協と保健センターがいっしょになるということなんですけれど。この図面見たら建物自体が独立しているような状況でね、所長言うんですか、それは両方をみるのか、それとも社会福祉協議会と保健センターは別のものとして運営していかれるのかですね。その点についてどういうふうに考えておられるのか。これは、長というのですか、それは一人として、あと社協と保健センターはこれは別のものとしていかれるのか、それとも、それは一体のものとして考えて運営していかれるのか、その点についてお聞かせ願いたしたいと思います。

町　長　当然、社会福祉協議会というのは、一つの団体でございますから、福社会館のなかに社会福祉協議会が入っていくなかで、そして保健センターは保健センターとしての機能を十二分高めていくということで別の問題であると考えております。

木田委員　そしたら、その長というのですか、それは一つ一つ据えていかれるというか、置かれる、そういう考え方なんですか。社協の長と、また保健センター、町の職員がいつてるのですか。同じような考え方でいつているのか。

町　長　今おっしゃっていただくように、社会福祉協議会は会長は私が兼務いたしておりますから。あるいは保健センターは、現在の保健センターの職員がその場所で運営をするということですから、職員はそのまま変わりございません。

辻委員　今いろいろと運営とか、いろいろ意見が出ていますけれど。さわやかホールは、完成してから2ヶ月か3ヶ月くらいしてからしか開館し

ていない状況もありますし。5月末完成であっても、そこから即運営というのはなかなかこなさないと思います。その辺のある程度、管理面とか色んなことありますし。その辺の、できたら、設置条例とか、これは12月議会で、あと運営については今後どういう方向でされるのか、ある程度こういう時期に相談したいという、ある程度スケジュール的とか、ちょっと組んでもらって。後日で結構ですので。条例はいつ頃に相談し、あと運営についてどういうときに相談していくと。会館、無料にするのか、有料にするのか、まだ決まってませんし。実際、管理がどこされるのかもまだ決まってませんし。その辺も含めてもどういう方向でされるのかと、そういうスケジュール的なものもできたらお示し願いたいと思います。

委員長

ただ今、辻委員のほうから、ご要望というかたちであると思いますが。今後やはり運営についても、この施設そのものが非常に町民の皆さんからも注目をされている施設であるという意識は、厚生常任委員会としてもすごく大きく受け止めております。運営の内容につきましても、十分な議論を今後していきたいと思いますので、ただ今辻委員のほうからご要望がございましたように、開館までのそういったスケジュールについて、行政側にも、担当課のほうにも、そういうきちっとスケジュールを組み立てていただきまして、担当の常任委員会にもお示しをいただき、そして私たちも積極的にいろいろな調査をして、より良いものにしていきたいと考えておりますので。是非、担当のほうもご努力をお願いしたいと思います。

他に、委員さんのほうからございますでしょうか。

吉野委員

これ住民からのお話なんですけれど、総合福祉会館できるというお話を私のほうからしますと、どこにできますの、場所はどこでと。それは広報とかにも載ってますし、こういうことになってますよと言っても。意外と広報とか、広報の効き目ないというくらい、なんでこれほど読んでくれないのかと思うほど住民に伝わってないという部分が

たくさんあります。例えば、JR法隆寺駅もう出来てますのなんて、今の時点でもあるような状況です。広報の仕方いろいろあると思うのですが、出前的でも良いですから、非常な十何億という税金を使ってできる、一応補助があるとしても、すべて税金なわけですから、もっと住民に知らせるという努力が町行政側にあっているのではないかと、私は思うんです。その住民が言うには、要するに社協と保健センターを混ぜたものをそこに移したものだけなのかと。それやったら必要なかったのではないかと、そういう辛辣な、議員に対してもそんなのなんでオッケーしたのか、そういう話もあるわけなんです。ですから、もっといやそうじゃなくて、もっとこういうものをつくるのだという積極的な住民に対する説明、説明責任というのはあるんじゃないかと思えます。この間、里川委員長のご発案にもよりまして近隣の市町村のそういう場所を見学に行きました。それ見まして、斑鳩町の位置って言うのですかね、斑鳩町との違いというのがまざまざと見えてきたわけですよ。つい私言ってしまったんですけど、他の斑鳩町の何倍もお金をかけた施設を見て、これに比べたら斑鳩町はささやかな感じがすると申し上げたわけなんですけれど。それほど非常に豪華なものを造っておられる市町村もありました。私もその市町村に行きまして、質問もさせていただいたわけなんですけれど、現在の運営状況とか、これで良いのかとか、住民の評判はどうかとかそういう話も伺いましたが、斑鳩町も是非議員とか行政だけのこういう討論ではなくて、住民を巻き込んだ、住民も入れた運営方法の話し合い、あるいはこういう箱物ができた、要するに箱物というのは、できるまでよりもできた後が問題でありまして、その運営モニターなんかも常時開いていただいて、住民のためにつくっているわけですから、住民が本当に納得するようなかたちにしていただきたいと思います。こういうような箱物の行政をすることが悪いのではなくて、恐らく斑鳩町では、これぐらいが最終的な大きな箱物ではないのかなと、私自身思っております。是非、住民も行政も我々議員もいっしょになって、できるからには本当に良いものをつくっていききたいなと思っております。

委員長

ただ今の吉野委員のご意見もいろいろ述べていただきましたけれども、そこに関わりましてですね、私自身も以前からこの運営については非常に利用者などの声も反映できるようにということで、運営協議会など、形式はとらわれませんが、そういうものをつくっていったって、いろいろな声を反映させるべきではないかということも申し上げてきましたが、その点についてはどうなっているのか。それと、住民さんのそういう意識というのか関心を持っていただいているなかで、より広報していくという意味合いも兼ねてですね、この施設の、例えば東里のお風呂のときにも、いきいきの里というような名前がついておりますが、この総合福祉会館についてネーミングなんかについてはどんなふうに町は考えておられるのか、この辺について、今の現状をお知らせしていただけたらと思います。

町長

今、委員長がおっしゃっていただいていますように、この福祉会館を造るというのは、大分以前から進んでいるわけですから、そこから皆さん方の議会からも十分ご意見をいただいて、そういう施設を利用される方、またそういう関係の方々をメンバーとして検討委員会を十二分にさせていただいた。そしてそこで色んなご意見をいただくなかで集約をしてきたわけでございますし。我々としては、住民のご希望を十分に聞かせていただいてやっていきたい。吉野議員おっしゃるように、もう住民が知らないということについては、私は、住民の代表は議員さんですから、議会と理事者側がそういうことで専念していくことが大事であると。すべて税金を使っているわけですから。そういうことの有効、あるいはそういうものについて、どうあるべきかということを経験すべきではないですかと思っておりますし。吉野議員さんが広報だけで誰も知りませんということではなしにですね。選挙のときにありますように、投票のことも、61%しか行かない、39%は棄権をされるわけですから。そういうことを考えていくなかで、どうあるべきかということを経験していかなくちゃ、私はな

にも理事者側が宣伝をしないからあかんというのではなしに、この施設を皆が魂を入れていくためにはどうするんだと、そして皆さん方が一生懸命このほかの施設も勉強しながら運営母体をどうするんだということも真剣に考えていただく、正にそれが一番大事であろうと思います。ネーミングについては、公募をしながら最終的に決めてまいりたいと考えておりますので。いずれにいたしましても、住民の関心を得るために、町内にするのか町外にも広めていくのか、そういうネーミングを募集して、そして総合福祉会館の名前をです、最終的に決めていただいて、そしてこの名前を披露していくということによって、皆さん方がそういう関わりを持っていただくということに繋げてまいりたいと考えています。

委員長

ただ今、町長からもご説明いただきましたが、ただ、整備検討委員会というのは、建設に関しましての事前に確かに色々なことを協議してまいりましたが、今、整備検討委員会のほうはもうなくなっております。条例からも外れておりまして、整備検討委員会がなくなっている状況のなかで、今後の運営に関してということについては私は非常に心配しています。これに関しましてはね、どんな形態でもいいんですが、利用される方を中心とした、そしてまたサービス提供する側の人間などが一堂に会して、どういうふうに運営していったらいいのかということが話し合われる場が必要であろうと考えますので。今後、以前からも要望してまいりましたが、そういった形態はどんなかたちでも良いと思いますが、今後そういうふうの開館までに立ち上げて進めていっていただきたいというふうには願っているところです。状況について、また今説明できるようであれば担当課のほうから説明いただけたらと思いますが。これについてはどうでしょうか。

住民生活
部長

住民の方を交えた総合福祉会館の運営委員会の設立をとということでございますが、これにつきましても、この7月に施設見学に行かせていただいたときに、1団体につきまして運営委員会を設置していると

ころがございますけれども、今後、先ほど副委員長がおっしゃいましたスケジュールの関係もあわせまして、それも含めまして検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

委員長 他に委員さんのほうから質疑などございますでしょうか。よろしいですか。ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

西川福祉課長。

福祉課長 すいません。先ほどの統合失調症の関係の精神障害の対象になるのかという話ですけど、確認させていただきましたところ、対象になると確認いたしましたので、よろしく願いいたします。

委員長 ということですので、吉野委員さん、またその方の状態とかでね、そういう申請できるようであればしてあげていただきたらと思います。

それでは本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

続きまして2点目といたしましては、9月定例議会提出予定議案について、予め説明を受けることといたします。

まず、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

今回、児童福祉法による保育所運営費、国庫負担金の交付基準の一部改正が国のほうで行われました。当町ではこの徴収金基準額表をもとに児童の年齢、またその児童の属する世帯の所得に応じまして保育料を定めております。平成18、19年度の保育料につきましては、この国の徴収基準額が一部で増額改正が行われたところでありす

が、斑鳩町といたしましては保育料を据置いてきたところでございます。また、この5月議会で専決処分の承認をいただきました定率減税の縮減に伴い、保育者への影響がないようにということで、各階層の限度額を改正したところでございます。今回、平成19年度の保育料徴収基準額表の徴収金基準額が国のほうで改正されたことによりまして、これで3年連続で増額改正となりますことから、斑鳩町では2年間据置いてきたところでございますが、3年間連続で増額改正となりますことから平成20年度の町の保育園保育料につきまして改正を行うということでありまして、増額につきましては、保護者の負担増の緩和を図ることから国の改正額の半額を改正することとし、最高で月額200円の増額となっているところであります。今回の改正箇所につきましては、お手許に配布しております資料1の斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表でご説明いたしたいと思っております。町の保育園の保育料につきましては、先ほども申しましたが、国の基準をもとに児童の年齢とその児童の属する世帯の所得に応じて定められた額を徴収しておりますが、保護者の負担の軽減を図りますことから、国の徴収金基準額表の15%を減額し、更に階層区分も国の7階層でありますところを10階層に細分化を行いまして、保護者の負担の軽減を図っております。

今回の改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてある部分であります。3歳児の場合では、第5階層の1が19年度では26,300円の保育料でございますが、20年度には26,400円ということで100円の増額となります。国の基準では200円増となるところを100円の増とさせていただいております。また、3歳児の場合で、第5階層の2から下の第7階層までの間で、19年度は29,700円でございますが、20年度につきましては29,900円と200円の増となっております。国の基準では400円増となるところを200円の増といたしております。また、4歳時以上の場合でございます。第5階層の1が23,700円を20年度では23,800円に100円の増になります。また、4歳児以上の場合で、第5階

層の2から下の第7階層までの間、24,500円を20年度では24,700円で200円の増となるところでございます。その他の階層につきましては、今回保育料の改正はございませんのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

この条例の改正案を9月議会に提案させていただく予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。 木田委員

木田委員 町の説明によりますとですね、国の値上げの半額を上乗せしてということなんですけれど。半額でずっと今までから半額みたいな感じできておるということですね、やっぱり保育行政についても未納者も増えてきている状況やと思いますけれど。こうして僅かずつ、100円とか200円の値上げになるわけなんですけれど、それによってまた未納者、そういう方々が増えることになりはしないかなと、そういう心配がありますけれど。町がそうして半額に抑えているということで、我々も理解はさせてもらっていますが、それによってですね、またそういう未納者が増えるような傾向になったら一番難儀やなと思いますけれど。それについてですね、これぐらいやったらええんかなというふうな考え方でおられるのかですね、もうこの際一遍に国と同じような感じで上げてしまったほうが、町としてもですよ、財政的に大変や大変やと言いながら、こうして半額に抑えてくれているのは、これまたありがたいといえはありがたいのですけれど。そういう考え方がなんかこう一致してないというのですか。片一方で財政的に苦しい苦しいと言いながらですよ。そないして片一方では町民のために半額に抑えているっていったら、町民もありがたいんかなと思うのだけ

ども。結局それはいずれ町民のほうに負担は跳ね返ってくると、私はそう思いますけれど。その点についてですね、いつまでもこういう状態でやっていったほうが良いのですかね、もうこの際、国と同じような値上げの率、それによって町のほうも考えていくほうが財政的にも少しは楽になるのと違うかなと。その考え方が今までからずっと何かにつけてこう抑えてきた抑えてきたと言うてるけれども、その考え方が、ずっとそれによって財政的に苦しい何が進んでいくのではないかなと、私は思いますけれど。その点についてですね、町の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

町 長

今、木田議員のご指摘のように国に準じて、そのままいったら一番良いわけですがけれど。斑鳩町の保育所の経過というのは、非常に過去から保育料金等の問題については、非常に大きな問題が出ております。私が就任させていただいて、特に国の基準の80%でしたけれども、長時間保育とか色んな関係等について、5%アップしたことで85%となり、今国の基準にさせていただきます。そしてある程度、議会とも色々申し上げるなかで、できるだけ抑えていくということが使命でございます。しかしこれ、18年度、19年度、この2年間、国は上げておりますけれど町は上げてこなかった。しかし、20年度については、一遍に上げるものを国の半分にしようという努力をいたしておるわけですがけれど。いずれにいたしましても、木田議員おっしゃるように国に準じてすべてやってしまえばということになりますけれど、私は国に準じてすべてやっても、私は経営、運営は赤字になっていくと思っています。やはり保育をしていくのにですね、持ち出しをかなりしておるわけですから。そういうことはもう許されない。そういうことにとって、斑鳩町としてこの保育を預かる方、また保護者の方の関係を考えますと、できるだけ極力抑えてまいりたいという気持ちで進んでいるわけです。実態としてはもうおっしゃっていただいているように、国のベースで、100%の基準でやれば問題はないと思います。もう過去からずっと出ていますように、値上げをするということ

になりますと、皆さん方に非常に心配をおかけしてですね、今日の朝日新聞でもトップに出ていますように、保育料金の滞納問題が出でおりますように、もうすべて保育料の滞納あるいは小学校の給食費等の滞納、色んな問題が出てまいっております。これは私も考えますけれども、何かみんなこれ銀行口座振込みになってきたなかで、そういうことになってきたのか、本人が確認せんとですね、とにかく言われるままに銀行から出ておったと。しかし、景気の良いときも景気の悪くなったときと考えますと非常に厳しいのではないかなということ、一遍そういうことになりますとなかなか払わない、払えないというのが実態と、払わなかったも取りに来ないということになってきたような、この役所とあるいは住民との関係もあろうと思います。そういうことを踏まえて、できるだけ国の基準の2分の1ということで、20年度については、最高200円ということにさせていただきました。確かに、木田委員おっしゃるようにできるだけそういうことをですね、国の基準に準じれば良いわけですがけれど、我々としても特に気を使いながら配慮をしておるということでございます。

木田委員 町長言うておられることわかります。私は何も上げよとか言うているのと違ってですね、町の財政が厳しいと言いながらですよ、何かにつけてそうして抑えていくのがですね、一番ベストなやり方なのかと。町行政について、だから今まで私、1期目出た時、4園やったやつを2園まで廃園してきているわけです。だから、そうして努力もしているわけですがけれど。そんなんで、それはそれとして、別ですね。これからもどんどんと税収伸びるような状況やつたらよろしいけれど、こんなんどうしても5年や10年ぐらいはなかなか伸びそうな状況ではないと思いますのでね。だから、いつまでもそういうことをしていったら、町がこれからもっと苦しむんではないですかということをやっているのであってね。やっぱりこれは、そういう点も考えて、保育料を決めるときにはですね、半額という考え方ばかりではなしに、色んなそういう要素とかを勘案してですね、値段を決めてもらいたい

などということを申し上げておるのであってですよ。私の、保育料払う人が居てないよってですね。だから、なんぼ安くしてくれたって関係ないし、高くしてくれても関係ないけれども。町の将来を考えたらですね、そういう考え方ももって、値段を決めるときには考えて欲しいなど。この保育料だけではないですよ。あらゆる面について、町の料金とかあらゆるそんな面について考えて欲しいなど。町は財政苦しい苦しいと。だから、何やって欲しいという要望についても、今財政苦しいよってあきませんか、予算があらへんよってあきませんか、そういう断り方を常にされるという何があるからね。それやったら、もうちょっとちゃんとした料金体系、それをちゃんと確立してもらわなければですよ。我々仮に議員になってこういう要望とか、こういう何がありますよ、こういう道路なんかでも何でもちょっと修理してくださいと言ったときには、それができるくらいの財政を確保していくような考えたでなかったら、町民にそれだけ辛抱というのですか、それをしてもらわないかんというような、それでは行政としては十分な責任を果たしてないと、私はそういうふうに思いますので。だから、色んな料金体系についてもですね、抑えているよって、それでええやんかという考え方やなしに、町民にあらゆる面において満足してもらえような斑鳩町ということでやっていけばですよ、それは少しぐらいは上がっても納得してもらえないかと。私はそういうふうに思いますけれど。そういうふうな私の考え方なんですけれどね。町としてもこれから色んな料金を、料金体系を考えていくなかにおいて、ちゃんとした考え方をもってですね。これは国の半分に抑えていることですが。他の分についてもちゃんとしたそういう考え方をですね、示してもらいたいと思いますけれどね。今後ともそういう何あった場合には、そういう考えも入れてですね、決めてもらいたいと要望しておきます。

委員長

他に委員さんのほうからは。 西谷委員。

西谷委員 今の値上げで試算して大体どれぐらいの収入増になるんですか。

福祉課長 今回の値上げで、対象児童数で106名、金額にしまして27万1,200円程度の増額となります。

西谷委員 結構です。

委員長 他に委員さんのほうから質問ございますか。よろしいですか。
すいません。私ちょっと1点だけお聞きしたいのですが。
この階層を見てますとね、3歳未満児についてはね、確かに国の階層区分を斑鳩町としては広げてとおっしゃっていただいて、細かく、多少なりとも、以前はもっと細かかったんですが、多少なりとも国の基準よりは広げて、金額についてもかなり、高額所得者についてはご負担をいただくというかたちにはなっているものの、3歳児、4歳児につきましてはね、結局下の4階層については、まったく同じ金額のかたちになっているわけですね。所得がこれだけ違っても3歳児、4歳児になると、この金額がいっしょというのは、ここは国の基準、7階層というところについて比較した場合に、斑鳩町としては扱いどうなっているのか。未満児さんと未満児ではない部分とでは、この金額の設定がすごくあまりにも違うなあと。後ろの4階層皆同じ金額ですからね。こここのところの設定の仕方だけちょっと私、もうちょっと設定の仕方あるのかなあというふうにはちょっと感じてたのですが。国の基準と比較してこここのところはどんなふうには設定されているのかということについて、ちょっと確認だけしておきたいなと思います。

福祉課長 今、ご質問ありました3歳未満児の場合の保育料でございます。これにつきましても、国のほうでは7階層でございますが、3歳未満児の第4から7階層までそれぞれ国の基準額が設定されております。その設定額に85%、15%を減額いたしまして、町のほうは設定しております。

委員長 それで3歳児、4歳児の場合は、国の基準との関係のなかでね。国の基準自体がこんなに、なんと言うんですか。斑鳩町で言えば、後ろの4階層全部同じ金額、保育料になってしまっているんですが。国自体がそういう考え方になつてるのかなというのがね、ちょっとこの辺だけ確認しておきたいなと思ったもんですから。

福祉課長 申し訳ございません。3歳児以上の場合のことでございますが、これにつきましても4階層から7階層まで国のほうでは、先ほど申しましたようにそれぞれ各階層ごとに単価を設定されております。斑鳩町につきましては、委員長ご指摘のとおり同じ額、85%掛けたものを同じ額を設定しております。

委員長 わかりました。もともと国が4階層しかないということですね。3歳児、4歳児については。それを7階層に斑鳩町としては別けているというのが現状であるというふうに、ご説明についてはわかりました。他に委員さんのほうではございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、以上で、9月定例議会提出予定議案について、予め説明を受けたということで終わらせていただきます。

次に、各課報告事項についてを議題といたします。

まず1点目、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、報告を求めます。 植村健康推進課長

健康推進課長 それでは、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明もうしあげます。今回の補正の主な内容は、平成19年度の老人保健拠出金及び介護納付金の確定に伴います歳入、歳出の減額。前年度繰上充用金の確定に伴います歳入、歳出を減額。更に、平成18年度の療養給付に係る負担金、交付金に交付不足があり、これを精算し追加で交付をうけることから、歳入を増額することです。

それでは補正の内容についてご説明します。資料2に基づきましてご説明申し上げます。資料2下段の歳出からご説明申し上げたいと思います。

まず、第3款老人保健拠出金でございます。老人保健拠出金の確定に伴いまして、1,699万8千円の減額でございます。次に、第4款、介護納付金でございます。介護納付金の確定に伴いまして、3,536万8千円の減額でございます。一番下段でございますが、第10款、前年度繰上充用金でございます。前年度繰上充用金の確定にともないまして、121万9千円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。まず、第2款の国庫支出金でございます。国庫支出金の合計といたしましては、1,479万9千円の減額をお願いするものでございます。その内訳でございますが、まず、療養給付費負担金、介護納付金分現年分につきましては、介護納付金確定にともないます減額ということで、7,376千円の減額でございます。また、医療給付費分過年度分でございますが、これは平成18年度精算による、療養給付費分の追加交付ということで5,816千円の増額をお願いするものでございます。次に、老人医療費拠出金負担金でございます。これは老人保健拠出金確定に伴いまして、8,285千円の減額をお願いするものでございます。更に、財政調整交付金でございます。医療給付費分普通財政調整交付金につきましては、老人保健拠出金確定に伴いまして、2,125千円の減額を。また、介護納付金分普通財政調整交付金につきましては、介護納付金確定に伴いまして、2,829千円の減額をお願いするものでございます。次に、第3款、療養給付費等交付金でございます。平成18年度療養給付費等交付金精算によりまして913万1千円の追加交付を今年度で受けることになりましたのでその額の増額をお願いするものでございます。第4款、県支出金でございます。財政調整交付金としまして、まず、医療給付費分普通財政調整交付金につきましては、老人保健拠出金確定に伴います分といたしまして1,594千円の減額を。また、介護納付金分普通財政調整交付金につきましては、介護納付金確定に

伴いまして、2, 122千円の減額をお願いするものでございます。第9款の諸収入でございます。諸収入の一番下段歳入欠かん補填収入でございます。これは前年度繰上充用金が確定いたしましたことから歳出の前年度繰上充用金と同額の121万9千円の減額をお願いするものでございます。このたびの補正予算におきまして、これまでご説明いたしました歳出の補正と歳入の補正の差につきましては、第9款の諸収入の雑入で調整を図りまして4, 298万2千円の減額をお願いするものでございます。このことによりまして、総額でございますが、歳入歳出それぞれ5, 358万5千円の減額をお願いすることといたしまして、特別会計の予算額を34億6, 450万8千円にするものでございます。

以上で簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きになりたいことがございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

ございませんか。

そうしたらないようですので、次に、2点目といたしまして、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。お手許の資料3をご覧いただきたいと思えます。補正の内容につきましては、平成18年度決算の確定に伴います補正でございます。お手許の歳入歳出総括表でご説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3, 337万3千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ14億4, 627万3千円とするものであります。

まず、歳入予算の補正では、第9款繰越金において、平成18年度決算の確定に伴いまして、介護保険給付関係の歳入と歳出の差額において、歳入金額の方が多かったため、その差額について平成19年度に繰り越すこととなります。その繰越金額は3,337万3千円となりまして、その増額補正をお願いするものであります

一方、歳出予算の補正では、第4款基金積立金につきまして、平成18年度決算の確定に伴い、繰越額から償還金等を差し引きました余剰金を介護保険給付費準備基金へ積立するため、2,329万6千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第6款諸支出金では、国庫支出金、県支出金および支払基金交付金につきまして、平成18年度において給付実績以上の介護給付費等を国、県、支払基金から受け入れておりまして、翌年度清算としまして平成19年度にこの超過交付額を返還することから、償還金において1,018万5千円の増額補正を行うものであります。また、平成18年度の保険料還付未済金として1号被保険者保険料還付金が確定いたしましたことから10万8千円の減額補正を行うものであります。

9月議会にこの補正予算の上程をさせていただき予定をしておりますのでよろしくお願ひいたします。

委員長

報告をしていただきました。これについて何かお聞きしたいことがございましたら、お受けしたいと思います。

私のほうからお聞きしたいのですが。結局、繰越金が出たということで、準備基金のほうの増額となりましたが、この基金ということになりますと、総額で今年度末どれだけ積み上げることになるのかというふうに、基金のほうね。と思うのが1点と。それと今の説明聞いていましたらね、保険料の還付をしているということ、これ特徴で2ヶ月にいったんずつ年金から引き落としされて保険料を払っていただきますが、その間に死亡などがございました場合、還付をしていくということになっていると思うのですが、この還付につきましてですね、これ申請主義でないのかなと思うのですが。これ知らなかったら還付

せずにそのままになっているようなケースがないんだろうかと、ちょっと気になってまして。極力その申請をちゃんとしていただけるようなシステムというのを考えてやっていただけているのかどうか、という確認だけしておきたいと思います。

西川福祉課長。

福祉課長　　まず、第1点目の介護保険準備基金の残高でございます。平成18年度末の現在高では3,523万5,116円となっております。ここに今現在、2,329万6千円を積立金として補正予算させていただきますので、合計5,853万1,116円というものが今確定しております。また更に、ここに19年度末では予算額を見込んでおりますので、予算額として1,620万程度見込んでおります。19年度末では1,780万円程度になる見込みということで、19年度末でそういう金額になります。

2点目でございます。先ほどありました1号被保険者の償還金についてでございます。これにつきましては、先ほど委員長からありましたように途中で亡くなられたとか、または転出された方の還付金がございます。その手続きにつきましては、本人さんの申請ということになるのはその通りだと思います。ただ、各社会保険庁等に連絡、連携をいたしまして、その名簿等も把握しております。確認もしながら、その手続きをされる相手方もなかなか亡くなられた方で確定できない部分もございまして、なかなか直ぐには申請される方がわからないという状況もございまして、なかにはございます。そういう方も確認しながら、手続きをできるだけスムーズにいくよう連携等を図りながらやっているところでございます。

委員長　　19年度で準備基金のほうは7千万超えてくるんだなあということが大体今の説明でつかめました。それと保険料の還付についてですね、やっぱり住民課のほうで、結局、転出、そして死亡された場合というのは、住民課のほうでわかるわけですが。その時に特徴の状況、この

方は特徴でやっていたのかどうかとか、ということについて、何らかのかたちでそういう保険料の、普通徴収であれば窓口で受けたり、銀行引落としであったりとか、いろいろありますので。その相手さんとお話する機会もあるかと思うのですが、特徴の場合でしたらね、なかなか見過ごされる可能性高いかなと。けどほとんど特徴が多いのでね、普通徴収の割合少ないですから。やっぱりここら辺、住民課との連携をとっていただいて、申請せんとあかんということ。役場の行政というのは申請主義多いですが、やっぱり高い保険料払っていただいていますので、当然払わなくて良い分については、ご本人さんにお返しできるという状況をきちっとつくっていただきたい、作りあげていただきたいなということ。それについて意識をもって工夫これからはもって行っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

他に委員さんのほうで何かございますか。ございませんか。よろしいですか。

他にないようですので、次に、3点目、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））及び4点目の議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）は、同一案件の損害賠償に係る報告事項であり、関連いたしますので、一括して報告を求めます。 乾環境対策課長。

環境対策
課長

各課報告事項の、3点目と4点目につきまして一括でご説明申し上げます。

まず、3点目の議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その1））でございます。資料4をご覧くださいと思います。まず、専決処分書を朗読させていただきます。

（ 専決処分書の朗読 ）

環境対策
課長

続きまして、2枚目をご覧いただきたいと思います。

(損害賠償の額の決定についての朗読)

環境対策
課長

この事故の内容でございますけれども、去る6月1日、午前8時30分頃でございますが、衛生処理場の職員がごみ収集車を運転いたしまして、神南3丁目7番17号先の交差点を左折しようとした際、ちょうど収集車の前に歩行者の方がおられたことから、その歩行者の方を避けながら左折したことから、先ほど申し上げました森田裕明様の屋根を保護する支柱にごみ収集車の後部を接触させまして、さらにその支柱が屋根瓦と樋に接触いたしまして、破損させてしまいました。

このことから、この事故によります保護支柱と屋根瓦等の修理代金といたしまして、所有者の森田裕明様に39,925円の損害賠償を行うことで、7月11日に示談が成立いたしましたので、同日付で専決処分させていただいたものでございます。

続きまして、(4)議会の委任による町長専決処分の報告について(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について)でございますが、資料5をご覧いただきたいと思います。まず専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書を朗読)

環境対策
課長

この補正予算につきましては、先ほど説明させていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ93億311万8千円とするものでございます。内容につきましては、資料の予算に関する説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第7節 雑入

に自動車損害共済金といたしまして、新たに4万円を補正するものでございます。

5ページの歳出では、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第22節補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして新たに4万円を補正するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

環境対策 今回の事故を起こしましたごみ収集作業員に対しましては、担当部長から、事故を起こしたことに対する注意を行なうとともに、今後こういった事故を起こさないように安全運転に心がけるように指導したところでございます。また、安全運転管理者でもある現場の班長からごみ収集員全員に対しまして、安全運転を含めたごみ収集作業における注意を喚起したところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご了承いただきますようお願い申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお尋ねになりたいことがございましたら、お受けしたいと思っております。

いかがでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 私の記憶によると度々こういう事故というのは起こっていると思うのですが。実際には注意を促しても事故が後を絶たないというなかには、例えばそのどこに原因があるのか、その辺もう少し担当として調べる必要があるんじゃないか。職員の事故が起こるとするのは、本人の不注意なのか、それとも仕事が過剰なのか、それともそれ以外何かあるのか、という部分も含めてすべきやないのかなというのと。それと実際に事故を起こして保険から当然費用は出るんですが、事故を起こ

した職員に対する処分はどうか、その辺のところちょっと教えてください。

環境対策課長 こういった事故が起こる原因ということで、少しでも早く収集しなければならぬという気持ちが収集員のなかにございまして、できるだけ午前中にすべてのごみを収集するという考えで、焦りが生じているのではないかとこのように考えているところでございます。ですから、焦らずに安全が第一であることを認識させながら、早く収集しなければならぬということがあるんですけど、安全運転が第一であることを、まず職員に徹底させるということが第一であると考えているところでございます。

2点目でございますけれども、保険のほうから当然掛金をしておりますので、そのほうから当然、賠償金というかたちで保険金がおおりてまいりますので、それを支払いに充てているというかたちでございます。

総務部長 処分の関係につきまして私のほうから答弁をさせていただきます。まず、物損事故の場合につきましては、一般的には処分の対象になっておらないわけですが。ただ、度々物損事故を起こした場合については、また検討する場合もあろうかと思えます。なお、当然人身事故を起こした場合につきましては、処分の対象となって懲罰委員会も開いて検討するということになっておりますので。今の場合、物損事故の場合、度々過去にも起こっておりますけれども、同じ人物が連続して起こしたという例はございませんでしたので、物損で処分の対象になったという事例はございません。以上です。

西谷委員 今、課長のほうで午前中に収集業務を終わるんやということで、どういう焦りがあるんやろうという話なんです。素朴に思うのですが、午前中に収集事業を終わって、そしたら昼からはどういう作業をされているのか、素朴に思うわけです。今、京都でしたかね、ごみ

収集のなかで実際収集業務をやりながら昼からは買い物いたり、色んなそういう、テレビの報道でも問題になっているんですが。そういう午前中に終わらなければならないというか、その辺のところもう少し柔軟に、作業全体を見直すことを検討することによって、こういう事故というのは逆に防げるんじゃないかと。1日かかっても良いから、収集するということを考えても良いのではないかと思うのですが。具体的に午前中収集作業を終えた職員の方というのは、どういう作業をされるのですか。

環境対策
課長 先ほど、概ね午前中にごみの収集を完了させるということですがけれど、そのごみの量、あるいは時期によりまして当然午前中には完了していないという実態があるわけですがけれど。当然、完了が昼をまわるということも実態としてはございます。昼からにつきましては、夏の暑い時期なんかでしたら当然多少休憩もとってですね、その後、ごみの持込み作業もございます。それからあと、ペットボトルの、収集してきたペットボトルを減容、容積を小さくする、そういう梱包の作業もございます。それから、各公共施設でペットボトルでありますとか、食品トレイでありますとか、使用済みの食用油、これを拠点回収しておりますので、その回収にも昼から従事しております。それから、場内整理、清掃はもちろんでございますし、緊急時の対応ということで待機している職員もいるという状況でございます。

委員長 よろしいですか。
今の質問のなかにありました、一応、町民皆さんには大体午前中に収集しますということで、町としてはお知らせしているんですね。
乾環境対策課長。

環境対策
課長 広報等ではお知らせしていないんですけれど、例えば環境問題学習会とかそういった機会では、生ごみなんかでしたらやはり臭いもしますし、カラスとか猫の被害もございます。あるいは、その他プラスチ

ック類でしたら風があつて飛んでいくということもありますので、これはできるだけ早く収集しますということで、住民さんには、そういう学習会等ではそういうお話を申し上げております。

委員長 他に何か。 吉野委員。

吉野委員 この神南の事故については、私もちょこっと聞いて及んでいるところですよ。こういう形になって、なるほど補償とかされるんだなと、身近に分かったんですけど。私の家のすぐ近くにも生ごみの収集場所、家のすぐ傍なんですけど、ありまして、現業の方と顔見知りによくお話ししたりするんですけど、このお盆中と言いますか夏休み、ちょっと顔見知りじゃない人が来たような感じもあつたんですよ。それは例えばあれでしょうか。奈良市とか郡山市とかで、夏休みをその現業の方がそこに集中して取るのでそこに今までそういう仕事ではない、町の職員さんなんかもそこへお手伝いするなんていう実態は斑鳩町もあるんでしょうか。

環境対策課長 過去には職員の研修という事で一般事務職員がごみ収集の体験という事で、研修という事で収集業務に従事した事はございますが、ここ最近はそのような事はございませんので、ごみ収集作業員が盆の時期も、この夏休みの期間中も回っております。おっしゃっていただいている顔見知りでない方とおっしゃってるんですけど、当然その同じコースを同じ職員が行くという事にはなっておりませんので、当然その日によってルートが変わる、職員が替わっていくという事がありますので、違う職員が回ったのではないかと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、5点目の議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））及び6点目の議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について）は、同一案件の損害賠償に係る報告事項であり、関連いたしますので、これについても一括して報告を求めたいと思います。 乾環境対策課長。

環境対策課長 続きまして、各課報告事項の（5）と（6）につきまして一括で説明申し上げます。

まず、（5）議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について（その2））でございます。資料6をご覧くださいと思います。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

（ 専決処分書の朗読 ）

環境対策課長 2枚目をご覧くださいと思います。

（ 損害賠償の額の決定についての朗読 ）

環境対策課長 この事故の内容でございますが、去る7月3日、午前9時40分頃でございますが、衛生処理場の職員がごみ収集車を運転いたしまして、興留6丁目18番1号先の交差点を左折しようとした際、左後方確認を怠ったことによりまして、先ほど申し上げました井上正世様宅のフェンスにごみ収集車の左後部を接触させまして、フェンスを破損させてしまいました。このことから、この事故によりますフェンスの修理代金といたしまして、所有者の井上正世様に425,985円の損害賠償を行うことで、8月8日に示談が成立いたしましたので、同日付で専決処分させていただいたものでございます。

続きまして、（6）議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について)でございますが、資料7をご覧いただきたいと思います。まず専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書を朗読)

環境対策
課長

この補正予算につきましては、先ほど説明させていただきました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ426,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ93億354万4千円とするものでございます。内容につきましては、資料の予算に関する説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第7節雑入に自動車損害共済金といたしまして、426,000円を増額補正するものでございます。

続きまして5ページの歳出でございますが、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第22節補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして426,000円を増額補正するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

環境対策
課長

先ほどの6月1日のごみ収集による事故に続きまして、今回の7月3日の事故が起きたことにつきましては、誠に残念であり、遺憾に思っているところでございます。もちろん事故を起こしましたごみ収集作業員に対しましては、担当部長が事故を起こしたことに対する注意を行い、安全運転に心掛けるよう指導を行ったところでございます。さらに、ごみ収集作業員全員に対しまして副町長からごみ収集における安全確保の徹底という事で、訓示を行ったところでございます。

また安全運転管理者であります現場の班長は毎朝収集前に安全運転と、それから怪我のないようにという事で収集員に対して注意を行っているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、(3)～(6)の4議案につきましては、9月定例議会の初日にご報告をさせていただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、今の件につきまして、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

木田委員。

木田委員 収集業務やっておられるの分かるんですけど。だいたいこれ2件ともバックというのか後退する時に、後ろというのか何かで引っ掛けたというのか何かで事故になってますねけど、運転手一人でなしに、補助員というんですか、そういう方乗っておられるのになんで誘導というのか、それをやられてないのかなど。誘導されていたらそういう事は少ないんじゃないか、そんなん誘導してはるのにそれ以上にバックするような事ないように思いますねけど、誘導はするようにとか、そういう何はしておられないんですか。テレビカメラか何かついてるのはありますけど、それでは全体的には見えないと思いますのでね、やっぱりそれは、そこで補助員か何か乗ってはったらバックする場合には誘導してもらはったらその方が確実性あんのではないかなど、私はそういう風に思いますねけど。そういう何は指導というのか、それは運転手が勝手にカメラを運転席で見ながらバックしてはるから、こういう全体的な屋根とかそういう事については、なかなか上も下も見難いというような事があるので、そういう事になるのではないかなど思いますねけど、その状況とそして誰か乗ってはるねんやったらその人が誘導するような事は行っておられないんですか。

環境対策課長 今回の2件の事故につきましては、前進しているところで後方確認を怠ったという事で左の部分が接触したという事でございますので、当然バックのカメラも付いておりますし、サイドミラーも付いておりますのでそれを確認しながら慎重に運転しておれば今回の事故は防げたと思うんですけれども、当然助手席に他の職員も乗っておりますのでバックする時には当然死角になる部分でございますので、当然それは降りて誘導するよという指導も、それはしております。今回の場合は前進する時に後方確認を怠ったという事でございますので、今回は同乗者が確認をしなかったという事でございます。

木田委員 出来るだけやはり誘導しなくてもですね、助手席というのか、そのウインドウ開けて、あまり左寄る場合はですよ、その人がやっぱり状況見て運転手に教えてあげるといような、その辺までやっぱり配慮してもらわなければ、前進やから運転手任せやという事じゃなしに、事故を防ぐという努力は職員が一丸となってやってもらわなければ、これからもやっぱり何回もこういう事が繰り返されると思いますのでね。やっぱりそういうところも配慮して、職員同士が協力しあいながら事故のないように収集してもらいたいなという事を要望しておきます。

委員長 他に委員さんの方でございませつか。 中川議長。

議長 すいません、町内を2トン車で他にも運搬してる業務をされている事業所もありますけど、こんな数ないんですよ、事故の数がね。だいたい年に2、3件出てきますやろ、町長専決処分て。余りにも多すぎるし、これ損害賠償の額、相手方はここへ名前出たるけど、運転者の名前とかここへ明記する事できまへんのか。

住民生活部長 専決処分書の様式というのが今まで一定のルールでやってきております、決まってる部分があります。その中では損害賠償の相手方の名

前を書くようになってます。その形に則って出させていただきますけれども、説明の中では職員も、運転手の名前も報告していくようにさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。ちなみに先ほどの3号、4号の案件につきましては、運転手は森田良邦、それから5号、6号につきましては吉田尚訓が運転をしております。して事故をそれぞれ起こしたという事でございます。

委員長 他に委員さんの方でございませんか。 吉野委員。

吉野委員 今、議長がお話されました。私が資料として活字になったものを見るんですけど、これを例えば町の広報板とかにも貼るような事はあるんですか、それはないですか。例えば、JR法隆寺駅前にありますね。あとどこにあるんですか、いかるがホールにも確かにこういう風な広報、町の、あったような気がしますけれども。そういうところに出てくる事はないんですね。我々が今ここで見るだけ。

住民生活 部長 この議案につきましては告示行為でございますけれども、告示につきましては条例、規則の改正等の公布があった場合には公告式条例に基づきまして告示する事になっておりますが、こういう承認事項、同意事項等の案件につきましては告示をする事になっておりませんので、そういったことはしておりません。

吉野委員 分かりました。

委員長 他にございせんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、10時50分まで休憩とさせていただきます。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時50分 再開)

委員長 時間が参りましたので、再開させていただきます。
引き続きまして各課報告事項の(7)シルバー人材センターのワークプラザの建設について、報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 このことについて、シルバー人材センターの作業室等の建設工事についてであります。当初、あゆみの家の運動場の東側に2階建てプレハブの建設を計画しておりましたが、シルバー人材センターとも協議する中で、浄化槽もあるという事で、あゆみの家の手前にあります駐車場付近に建設するという事で、場所の変更を報告したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

この建設につきましては、社団法人全国シルバー人材センター事業協会が行っております、ワークプラザ奨励金支給事業を活用して行うものであります。2,000万円の工事費のうち奨励金支給予定額は1,000万円、2分の1の支給という事となっております。

以上、報告を終わらせていただきます。

委員長 担当の方から報告がありましたが、何かお聞きしたいことがございましたら、お受けしたいと思います。いかがですか。

西谷委員。

西谷委員 詳しく教えてほしいんですが。要はシルバー人材センター、今、隣にある分以外にそういう作業所みたいな、ワークプラザみたいなものを別のところで建てる、その部分の2,000万円のうちの1,000万が補助として出るという事と、その敷地について町長の説明の中で、民間の土地を借地でという事で言われたけど、その辺のところもう少し詳しく説明していただけますか。

町 長 シルバー人材センターはN T Tのところをお借りしてはありますが、月15万円位でございますから、年間200万近く使用料払わなければいけないという事から、色々と議会あるいは我々にもそういうご相談があつて、何とかそういう場所がないかという事で当初はあゆみの家のところの、南部第2保育所の所をとという事で考えておつたわけですが、その場所についても浄化槽があるという事で今現在、西川課長が説明したような、下のところに駐車場というのか、ございますけれども、その場所にワークプラザとして1階が事務所、2階が展示場という事で、そして駐車、車を停めるとかいろいろな、剪定とかの関係等で手狭であるという事で、奥の方の竹やぶを、個人の所有地をお借りするという事で今現在進められております。いずれにいたしましても、現N T Tの所はこの場所が出来ますと、ここを使用しないという事になってくるのではないかなという風に考えております。

西谷委員 そしたら、シルバー人材センターが建てられるワークプラザの町有地部分については、どういう形で処分されるんですか。賃貸契約という形でされるのか、それとも売買という形で、斑鳩町財産規則に則つてされるんですか。

町 長 これは無償貸与になっていくかと思ひます。

西谷委員 無償貸与という事なんですが、シルバー人材センターについて無償貸与、という事になりますと町として無償貸与するというのは、それなりの理由付けとか手続きとかいると思ひますが、シルバー人材センターに無償貸与される基本的な、無償貸与するという考え方について、もう少し詳しく説明していただけますか。

福祉課長 今申しておりますあゆみの家の駐車場につきましては行政財産となっております。その無償貸与という事で、福祉等の活動等をされる目

的という事で無償貸与という事で考えております。またワークプラザの奨励金を活用するとう事になりますと、市町村がワークプラザを設置してシルバー人材センターに無償で貸与するという条件も付いております事から、今回無償貸与という形で考えております。

西谷委員　　ちょっと待ってくださいね、ワークプラザ建設についての補助金をとる前提条件として、町が建てるんですか。町が建ててシルバーに貸すという事なんですか。ちょっと、理解しにくい。そもそもそしたら、すいません、もういっぺん元へ戻って、ワークプラザ建設という補助要綱というのは、そもそもの目的をちょっと教えていただけますか。

福祉課長　　ワークプラザ奨励金の趣旨と言いますか、目的でございますが、これは社会法人全国シルバー人材センター事業協会が定めておりますが、シルバー人材センターの事業を円滑に行うために、シルバー人材センター連合の活動拠点の、会員の働く拠点として作業また研修、会議等の用に供する施設の確保が重要な課題となっているという事で、このシルバーワークプラザという奨励金を行くと、そして市町村に奨励金を支給するという事で、この趣旨となっております。

西谷委員　　もういいです。

委員長　　よろしいですか。
他に。　木田委員。

木田委員　　下の駐車場を利用して建物を建てるというてはりますねんけど。その奥の方に駐車場を確保するという事らしいんですねけども。何かあそこで会合あったらかなりの車が駐車、下の駐車場に一杯なる位駐車してると思いますねけど、シルバーセンターというのかワークプラザの奥へ駐車場を造成するというてはりますねんけども。それがですね、常時駐車されておったら今の利用される駐車場を、言うたらあゆみの

家なんかの会合とかの時に、やっぱり10台も15台も車停めてはするのに、それが確保できる位の駐車場が確保出来ますか。あそこの職員というのか、シルバー人材センターの職員とか勤めてはる人も結構車とか自転車とか乗って来てはると思いますねけど。その分も入れても、一時的なものやけど、その駐車スペース確保できますか、奥の方で駐車場造る言うたって。

町長 駐車場の関係等については、今総合福祉センターを建設しています。あの所に駐車場等がございますので、出来るだけそういう所で停めていただいと。今現在シルバー人材の関係についても賃貸で借りられる所についても、特に作業するという事も踏まえて、車等についてはなかなか難しいのではないかな、常時停めるという事ではなしに、結局、剪定とかそういう関係のものも置かなきゃいけないとかいう事もございまして、そういう点で出来るだけシルバー人材にしても、あゆみの家の関係についても出来れば会合あった時にはその場所を、総合福祉センターを使ってもらおうという話をしております。

木田委員 そうするとこれはいつ頃工事にかかれんのかですね。クリスマス会とか何かでやっぱり行くという事になったらですよ、総合福祉会館の方も工事中やから、そんな簡単にすっと入れるような状況ではないと思いますねけど。いつ頃これ、かかれんのかですわね。年内にかかれんねやったらその辺にかかると違うかなと思いますねけど、いつ頃発注しようと思っておられるのですか。

町長 一応19年度の事業でございますから、19年度事業で国の関係の書類等の提出は8月下旬までという事で、今現在書類を作成しながらしておりますから。概ね9月あるいは10月くらいに建設に掛かっていって出来ていくのではないかと。書類の出来具合、そしてまた今、設計業者等の関係で手続きがうまくいきますと、工事にかかっていくという事ですから遅くとも10月から11月位には工事にかかってい

くのではないかなという事でございます。

木田委員　　そうしたらやっぱり、仮にクリスマス会とかいうようなんに行くとしたら、その時期に合致するんやないかなと思ってね。そしたら総合福祉会館の方の、今造成というのか、地盤改良工事しておられますねけど、その時分になればそこへ車止められるような状況になるんですかね。

町 長　　1 2月のクリスマス会等については、またそういう関係の時には車の配車というのか駐車場の関係等については、その周辺に確保するのとかという事については、また今後相談をしながらやっていきたい。今現状のところですね、あゆみの家の前のグラウンドというのか広場がありますから、そこにも何台かございますから、出来るだけあゆみの家の方々についてはそこへ入れていただくと。他の関係等についてはどこか確保する、そういうやっぱり一応話もしていきたいと考えております。

木田委員　　これからもそういう事業がやっぱり続けられてみんな招待されて行くと思いますのでね。やっぱり余りかけ離れた所に駐車場、民生委員さんとかいうたらあまり若い人はおられないように思いますねけど。やっぱりそういう何も考慮して、ある程度やっぱり近くのとこに確保していただいたらいいんじゃないかなと、私はそのように思いますねけど。それは不可能やったら仕方ないけど、出来るだけやはり車社会という以上は、ある程度やっぱり何台かの車の駐車スペースを確保してもらいたいなという事を要望しておきます。

委員長　　他に委員さんの方でございますでしょうか。

大変申し訳ないんですが、私、今話を聞いておりました。一点気になりましたが、奥の竹やぶについては個人の所有のものをお借りすると。このお借りするのはシルバー人材センターそのものをお借りして、シ

ルバー人材さんの方で賃借料をお払いになって、整地というのか、竹やぶという事ですので整地などの施行についても、シルバー人材センターの方で、そこはやっていただくという事で理解していいんでしょうか。

福祉課長 今、委員長が申されましたように、駐車場の奥の土地につきましてはシルバー人材センターで確保されます。借地料につきましてもシルバー人材センター、また建物をもし建てられる場合もそれはシルバーセンターの資金でされるという事でございます。

委員長 分かりました。
それでは委員の皆さんよろしいでしょうか。この件につきまして。

(な し)

委員長 そしたら（７）についても報告を受けたという事で終わらせていただきます。

次に、（８）奈良県後期高齢者医療広域連合議会について、報告を求めたいと思います。 植村健康推進課長。

健康推進課長 奈良県後期高齢者医療広域連合議会についてでございます。資料８をご用意させていただいております。まず、この度、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員が決定いたしましたので、そのご報告でございます。資料８の１ページ目は広域連合の議員さんの名簿でございます。定数は２０人、選出区分の内訳は、市議会議員が６人、町村議会議員が４人、市長が６人、町村長が４人でございます。ご覧の名簿のとおり、広域連合の議会議員が決まりましたので、まずはそのご報告という事でございます。

続きまして、第１回の議会、臨時会が昨日、８月２１日に開催されました。それに先立ちまして、今回の議会で提案されます案件、資料

の2ページ目でございますが、告示されておまして、町の方にも送付をされてきております。その中の3. 付議事件という事で今回は42案件が提出されていると聞いております。この案件の内容につきましては、初回の議会ですので、まずは議長、副議長の選挙。その他といたしましては広域連合の組織やその運営、あるいは職員に关します基本的な事項。さらに平成19年の度予算、広域計画の作成、副広域連合長、公平委員会委員、監査委員の選任の同意、そして選挙管理委員会委員の選挙というような事で、先ほども申しましたように、組織としての運営でありますとか、職員に关します基本的な条例案の、専決の承認でありますとかあるいは条例の制定というのが、その内容でございます。これらの件につきまして昨日議会が行われたわけですが、議決の結果につきましての報告というのはまだ町の方には届いておりません。次回以降の委員会におきまして、改めて重要案件等につきましては、その概要についてご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

委員長

報告が終了しました。何かお尋ねになりたい事がございましたら、委員さんの方からどうぞ。出していただきましたらお受けしていきます。

先そしたらちょっと私、お聞きしたいんですけれども、この議会委員の選出につきましては、私たち議会の議員も選出させていただいているという状況にあるわけなんです。議会の行われる時に、我々が町議会と同じように告示をされて議会の日程が示されたりすると思うんですが、それを私たち選挙した人間ですので、傍聴したいなと思った時に、その議会が傍聴できるように告示があれば速やかにやっぱり私たちも、日程などについて知りたいという風に思うんですが。それについての手立てについてはどんな風に考えていただけてるのかなと思うんですけど。

健康推進
課長

この広域連合の公告式条例によりますと、市町村会館のところにあります掲示板に告示をするという事になってはおるんですけれども、

それ以外の手立てとしましては、奈良県後期高齢者医療広域連合ホームページがございます。その中で縷々、トピックスという事で議会につきましての開催につきましては、ホームページに掲載をしているという状況でございます。今回の臨時会の開催につきましても、8月15日付でホームページで掲載をしております。その際には、もちろん議会の開かれる日時、場所、主な内容、それ以外につきましては、傍聴についてという事での記載がございます。当日の受付の方法でありますとか、傍聴席には限りがあるという事になりますので基本的には先着順という事ですけれども、それらの内容につきましては広域連合のホームページで記載するという事にはなっております。ただ、現段階では、臨時会以外では定例会としては年2回開催という事になっておりまして、基本的には予算、決算だろうとは思いますが、まだその日付については具体的どうか、という事については町の方には報告はございませんが、定例会としては2回、年2回開かれるという事が決まっておるという事でございます。

委員長

今説明していただきましたけどね。確かに年2回の定例会ですけど、今まさに全く新しい制度が立ち上がる時ですのでね。高齢者の方々が心配なさっている、また私たちも非常に関心の高い、保険料の設定であるとか、こういうものを今後議論していただくわけですからね。このところについては、非常に私もどんな風に連合議会の方が議論してくれてはるのか、すごく関心のあるところですので、たぶん定例会だけではこんなん、役に立たないと言うたらおかしいですけど、とてもじゃないけど、今の間は臨時議会という形になんのかも分かりませんが、今後詰めて会議が行われるであろうという風に思っているところなんです。今ホームページで、という事ありますので、それであれば議会としても事務局の方でチェックをしていただいて議員さん達にもお知らせする方法はとれると思いますので、私たち担当常任委員会としても、全議員さんにそういうお知らせを出来るようにしていきたいなという風に思っておりますが。ただこれにつきましてはね、

医療制度の改正という中にあるのは、これと国保っていうのは切っても切れない関係にあるんですよ、ですからこれについて色々私も、これだけに留まらず国保に関しても聞きたい事もいっぱいあるんですが、ただ、国保65歳から74歳までの方、後期高齢者医療の発足と伴って、国保料の特徴という事についての条例なども、変えていかなければならないとか、そんな作業もついてくると思うんですね。ですからこれにつきましても、後期高齢者医療につきましても、国保と合わせて私たち担当常任委員会としてはね、きちっと把握し、そしてまた町民さんから色々尋ねられたら説明が出来るように、スケジュールなどについてもきちっと議員たちも把握をしておくべきだという風に考えますので、今後のスケジュールっていうんですか、今国の方がほしい後期高齢者医療制度についても、9月の初旬には保険料の算定基準等の政省令を公布するとかいう事を、厚生労働省の方ではそういう日程ある程度出してると思うんですけども、その後ですね、じゃあ追いかけていって、実施が来年4月からやったら、12月議会に何決めなあかんのか、3月議会で何決めなあかんのか、その議会で決める事について、私たちはそれを判断しなければならないという事について、やっぱり今後これらについては、ちょっとスケジュールはつきり私たちも把握しながら調査をしていかないといけないなという風に思ってますので、先ほども言いましたように国保も切っても切れない、国保というのは保険者は市町村ですからね、国保についても、私たちも斑鳩町の国民健康保険についてはまさしく議会、責任ありますし、これについてちょっと今後のスケジュールについて、出来ましたら開会中、今もう事前の委員会ですが開会中の委員会に一定、そういう日程スケジュールっていうのが、方向性っていうのを示していただけたら、私たちもそれぞれの議員も独自に調査できるんじゃないかなと思いますので、お願いしておきたいと思うんですが、それについていかがですか。

健康推進

後期高齢者医療につきましては、町でも徴収事務を市町村が負いま

課長

すので普通徴収にかかる納期などにつきましての条例を制定しなければならないという事になっております。それと、委員長がおっしゃいましたように、それに関連して国保にも大きな影響がありまして、これも条例改正が必要となります。全体的に、全国的に国から示される政省令なども遅れ遅れになりがちという風には聞いておるところでございますが、出来ます限り来月の開会中の委員会におきまして、その時点で分かっている部分についての、今後のスケジュールなり見直しなどについては、お示しをさせていただきたいと思っております。

委員長

他に委員さんの方からお尋ねになりたい事などございましたら。

(な し)

委員長

それでは、ないようですので、次に(9)ですが、徴収用原動機付自転車の盗難に係る個人情報の流出について、を議題とし報告を求めたいと思っております。 植村健康推進課長。

健康推進
課長

本委員会の冒頭の町長の挨拶にもございましたけれども、平成19年8月8日に発生いたしました町税・国民健康保険税に係ります個人情報の外部流出の件につきましてです。既に委員の皆さまには、文書及電話連絡によりまして、ご説明を申し上げているところではございますが、去る8月13日、盗難にあっておりました個人情報が発見されたところでございます。

この件につきまして改めて、経緯等についてご報告を申し上げたいと思っております。

8月8日11時頃、いかるがホール駐輪場におきまして、本町の国民健康保険税等徴収嘱託員の原動機付自転車が盗難に遭いました。この原動機付自転車には個人情報が入った収納ボックスを備え付けていたところでございます。同日中に西和警察署に盗難の被害届を提出するとともに、町職員が原動機付自転車及び収納ボックスの探索にあた

りました。翌9日にも町職員が探索にあたるなか、午後3時40分頃、富雄川、新業平橋の下、富雄川の中という事でございますが、原動機付自転車が発見されましたが、収納ボックスは外されておりまして、その時点では個人情報が発見することができませんでした。同日付けで、個人情報流出の対象となりました納税者472人の方に対しまして、この件についてお知らせをするとともにお詫びの文書を送付させていただいたところでございます。その文書送付直後の土、日曜、8月11日、12日でございますが、税務課、健康推進課の職員が出勤いたしまして、納税者からの問い合わせに対応する体制もとらせていただいたところでございます。8月13日月曜日、9時半頃、安堵町内の岡崎川河床で、流出した個人情報が発見された旨、安堵町役場から連絡がございました。西和警察署も立ち会いをいただきまして、本町職員がその個人情報を確認いたしまして、最終的には全件を回収させていただいたところでございます。同日付けで、個人情報流出の対象となりました納税者の方に対しまして、個人情報を発見したというお知らせとともに改めてお詫びの文書を送付させていただいたところでございます。なお、窃盗した犯人につきましては、現在も警察が捜査を進めていると聞いております。

この件につきましては住民の皆さま並びに議員の皆さまに多大なるご心配をおかけしましたこと、心よりお詫びを申し上げたいと思っております。このたびの、このような事態が発生したことを真摯に反省いたしまして、個人情報保護の重要性を再認識した上で、二度とこのようなことが起こらないよう業務に全力を挙げて尽くして参りたいと考えております、何卒ご理解くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお尋ねになりたい事がございましたら、お受けいたします。 中川議長。

議長 この流出についてね、今後徹底していきたいという事ですねけど、

具体的にどういう事を指示してはんのか、お聞かせいただきたいと思
います。

健康推進 この事件が起こりまして、既に8月9日には副町長から部長及び関
課長 係課長に対しまして、今回の件の概要及び個人情報管理の再認識につ
いて訓示をしたところでございます。さらに同日、全職員に対しまし
て、文書により個人情報管理の再認識についての注意喚起も行ってい
るところでございます。また、徴収嘱託員につきましては、その職務
に関します留意点などを細かく取りまとめたものにつきまして、現在
健康推進課と税務課とで協議しながらマニュアルと申しますか、細か
い留意点なども作成をしているところでございます。また持ち出す個
人情報、あるいは釣銭等の現金も取り扱いますので、それらの持ち出
し等についての管理をきっちりしていくというための方策についても
検討をしているところでございます。いずれにしましても、今回の件
につきましては徴収嘱託員のみならず、職員が一人ひとり個人情報を
どう守っていくのかという事を強く認識していかなければならない事
でありますので、その点について既に注意喚起はされておりますけれ
ども、職員一人ひとりが留意していくという事でございます。

議 長 具体的に聞いたらね、ハンドルロックもせずに鍵を収納ボックスに
入れたまま離れていたという事なんでね。やはり離れる時は収納ボッ
クスの鍵をかけて原動機付自転車のハンドルロックかかりますわな、
やっぱりせめてそういう管理は最低限度必要やと思いますので。そこ
らも初歩的な事やろうけど、よろしく願いしときたいと思います。

委員長 他に。 木田委員。

木田委員 472件という事ですね、かなりの数やと思いますけれど、これ
が国保と町税の未納者というんですか、それが全部なのかどうか、一
日でそんなけは回られへんねから、ある程度100やったら100と

か分けて、回る地域を分けてですね、そして行ってもらうとかいう事でなかったら、余りにもこの472という数は情報が仮に漏れてですよ、コピーされておかしなところへ持ち込まれるというような事になったらですね、やっぱりこれは大変な事やと思いますのでね。もうちょっと数を少なく毎日毎日というんですか、持って出てもらうような、そういう何がなかったら、ちょっとこれの数字から見たら多いように思いますけれどね。だから、どういう風に回っておられるのか、それは私には分かりませんが、何人かで回っておられるという事で、そういうデータというのか資料というのをもうちょっと一日で回れる位の数量に小分けしとかはあったらええのではないかなと思いますねけど。それについてですね、こんだけで全部なのか、また今後そういう風な形でですよ、だいたい一日で回れる範囲というんですか、その数だけを持ち出しというんですか、これはある程度書類やから持ち出しという事になりますわな。だからそういう事でやっていただいた方が、そういう心配が少なくて済むのではないかなと、私はそういう風に思いますねけど。この考え方について今後、先ほどかていろいろなそういう事の防止のために色々と考えておるという事をおっしゃってますねけれど、具体的にこうした方がええというような、私はそういう風に思いますねけど、それをどういう風に受け取られるか分かりませんが、それについてどうですかね、小分けにするという事で。

健康推進
課長

今回400人以上という多数にのぼりました一つの理由といたしましては、平成18年度で町税、国保税で未納があった方につきましてのリストを持ち出していたという事でございます。これにつきましては、徴収嘱託員が本来、約束のあった徴収対象者との訪問する間に時間があつた場合に、自ら未納者の所へ訪問して、自ら徴収業務をやっていただくという事での資料としてお渡しをしておつたというところが一つ原因でございました。リストが含まれておつたという事でこの400人以上という事になったという次第でございます。ただ、委員おっしゃいますように本来であれば必要最小限の部分の情報を持ち出

すに留めるべきであるという事でございます。今後につきましては徴収嘱託員が徴収に出る際にも予め、どこを具体的に訪問するという徴収計画を立てさせて、それに必要な情報だけを渡すという事で担当者と徴収嘱託員の間でその辺の情報の持ち出しの受け渡し等の確認も明確にしていくという事で対処していきたいという風に考えているところでございます。

委員長 よろしいですか。 吉野委員。

吉野委員 この保険料の徴収という仕事は各自治体でも大変頭を悩ませているような、かなりハードなお仕事だろうと思います。近隣の市町村の担当の方が徴収事業の課にまわされて大変だとか、もう辞めるとか、そんな話も聞いた事があります。それほど困難な事業というのか。すっと納める人はそれはそれで何も問題ないんですけども、いろんな問題があって納めないだろうと思いますので。しかし、自治体それぞれ全部、簡単にいったらお金が動いてますので、そういう点で人を置いてるという事は、大変重要な仕事になっているだろうと思います。大事な、恐らく徴収行かなければ払ってもらえない、でも何回行っても払ってもらえない、そういう重要なというか、心身ともに神経をすり減らすようなところで委託職員が行くわけです。私その辺あんまり詳しくないんですけど、委託職員が行く事事態に、それは仕方ないでしょうけども、そこらあたりに原因、気の緩みがあるんじゃないかなと思います。委託職員が使っている単車ですか、原動機付自転車、カブとかあんなものでしょうけども。それには斑鳩町の用事で回っているんだという、何か色区別とかそんなものはあったんでしょうか。それとも全然ないものですから、青少年というかいたずら半分に乘って行ったのか、そこらへんどうでしょうかね。それからこれ、よく学校の先生が生徒の個人情報や車を置いて盗まれたとか、警察官が犯罪情報を鞆にいっぱい詰めて置き忘れたとか、そういう風な問題もたくさん新聞報道に出ておりますし、人にやさしい斑鳩町ですからこういう

情報が結局、判明した結果出てきましたよっていう事で新聞に載ったと。それまでは新聞、マスコミには出なかったと。不幸中の幸いであつたろうと思います。今、私が質問したような事に対して担当課さんの方ではどう思って、使用車両の、原動機付自転車の色分けとかしてはったんでしょうか。

住民生活
部長

実情は色分けはしておりません。通常のミニバイクの後ろにその収納ボックスを付けた状態でございます。その町の表示等につきましては、徴収を専用に戻ってる単車でございますので、昼間、その住民の方のお家の前でそういった単車を停めるという事になりますと、やはりその納税者の方にも自分ところが滞納しているのではないかというような、知られるという配慮もあろうかと思っておりますので通常の単車で伺ってるところでございます。

それと、今後の個人情報の対応でございますけれども、この事件が起きました翌日には総務部長名で職員には、その個人情報流出にかかる今後の対応について、十分に個人情報、そういった持ち歩く場合とか個人情報の取扱いについて注意するように、文書で注意喚起を行ったところでございますし、また通常、住民の方向けに対しましても広報等で個人情報についての重要性は訴えてきたところでございます。そういった中で再度、副町長の方からも必要な部署、それから管理職等に対しましてこの事件があった直後にも訓示があったところございまして、そういった中で職員の引き締めと言いますか、注意喚起を促しておるところでございますので、今後、先ほど課長も申しましたように、個人情報の取扱いにつきまして真摯に受け止めて対応して参りたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

吉野委員

滞納という事なんですけど、近隣市町村の中でこの保険料に関して斑鳩町の徴収、成績っていうのは、例えば近隣7ヶ町村では何番目くらいだっという話は聞けない部分でしょうかね。こういう統計はない

んですか。

住民生活 各市町村の統計はとっておりませんので、ご理解のほどお願いしま
部長 す。

吉野委員 分かりました。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 そしたら9点目についても以上で報告を受けたという事で終わって
おきたいと思います。

他に、理事者の方から報告しておくことがございましたら。

西川福祉課長。

福祉課長 申し訳ございません、その他で一点お願いいたします。

9月議会に提出予定しております、平成19年度一般会計補正予算
(第7号)の中に、福祉課関係のものがございますのでご報告申し上げ
ます。

内容につきましては、一般の住民の方から福祉基金への寄附金10
万円が戴く事が出来ました事からそれに対する補正でございます。歳
入では寄附金、歳出では積立金において、それぞれ10万円の増額補
正をしておりますので、報告いたします。

以上でございます。

委員長 以上で理事者の方、もうございませんね。

(な し)

委員長 以上で、各課報告事項については、終わります。
続いて、その他について各委員より質疑等があればお受けいたしたいと思います。いかがでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 先ほどもちょっと質問させていただきましたけれども、統合失調症をはじめ、精神障害者のバスの運賃の件なんですけれども、身体障害者手帳とか知的障害の療育手帳を持っている人は、全国どこでも乗合バスの運賃が半額になっているという事です。ところが今、精神障害の場合はその対象から外すという県が多くて、奈良県もその一つだそうです。奈良県の場合ですと、奈良交通さんがその対象になるわけで、出来れば障害者さん色々、それぞれ重い障害持っておりまして、その補助のためにもバス代の半額補助、これを斑鳩町の方からも一つ県、あるいは奈良交通に対して要請していただくようなわけにはいきませんかでしょうか。

福祉課長 今、委員が申されましたように精神障害者の方のバスの補助という事でございます。委員申されましたようにバスの補助についてはバス会社の方で考えるということでございますが、今現在についてはそれがなされておらない状況でございます。ただ、国の方でも自立支援法が施行されまして、身体、知的、精神3障害全て同じ障害を持つ方については、同じようにサービスを受けるという形で自立支援法をされております事から、斑鳩町としましてもそういう形で要望等があるという事につきましても、バス会社の方にお伝えしていきたいと考えております。

吉野委員 もう一点すいません。
町内に広報のスピーカーっていうんですかマイクロホン、スピーカーがあると思うんです。私のところは神南ですからよく王寺町のスピーカーが、迷子が出ましたとか、こういう年格好のこういう容貌の老人が迷子になっておりますのでご一報ください、というのがしょっち

ゆう聞こえてくるんですよ。ところが、斑鳩町の方に関してはないんで、王寺町のやり方がいとか悪いじゃなくて、王寺町の場合は何となくアットホームな親しみのある内容で放送がちょくちょくなされますんで、斑鳩町はどうしてそういう放送流されないのか。よく田舎へ行きますとしょっちゅうそういう放送があったりするわけです。今度、斑鳩中学校がバレーで全国大会に出場しておりまして、昨日私、建設水道常任委員会がありまして、どんな結果になってるかなと思ってやきもきしながら居りましたら、メールに入っておりまして、2-0でストレートで勝ったと。すごい元気のあるいいチームだという事で私も応援、地元の方に応援頼んでおったものですから、そこからすぐ知らせが来まして私も大変嬉しいと思ったわけです。そういう場合にですね、田舎ですと、田舎っていっても斑鳩町程度の田舎というか都会であっても、斑鳩町に中学校、そこしかないわけですから、斑鳩中学校が全国大会で今勝ちましたよ、なんていう放送があったら、住民の怒る人はないだろうなと私は思うわけです。そういう風な形で放送施設を非常時だけに使うんじゃないくて、非常時の前にスピーカーの具合をみるためにも、こういう喜ばしい事に対しては、全町に放送するというような方法がないのか、そこらをちょっと出来るか出来ないか、ちょっと聞きたいなと思うんですけどね。

総務部長 確かに本町にも音声遠隔装置をいたしております。ただ、これにつきましては、今吉野委員もおっしゃいましたように、真に災害時のみの利用といたしております。やはり町民さんの中には色々な考えをお持ちの方もおられますし、音に敏感の方もおられますんで。当初、いろんなご案内を申し上げておりましたけれども、相当苦情が参っておりますので、現在のところ災害時のみに決めさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

吉野委員 わかりました。

委員長 他に委員の皆さんからその他については、ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 その他について、他にないようですので、私のほうから確認をさせていただきたいと思います。9月定例会では、決算審査特別委員会が設置をされる予定です。例によりまして、当委員会から2名の委員をあらかじめ選出させていただきたいと思います。委員を希望される方はおられますでしょうか。希望される委員につきましてはできましたら手を挙げていただきまして。

(挙手する者あり)

委員長 ただ今、辻委員の方から手が挙がりました。そして私も決算審査の方へ行かせていただきたいという希望がございますので、そういったしましたら辻委員と私とで2名、決算の方に行かせていただくという事で確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めさせていただきます。

そうしましたら、そういう形で辻委員にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、たぶん心配はないという風に思っているんですが、昨日も建設水道常任委員会の方から決算委員の方に厚生常任委員会にも所属をされているお二人が選出をされているという状況もありますので、たぶん今後大丈夫であろうとは思いますが、まだ総務委員会が残っておりますので、もしもまた決算の方に出る委員につきまして、今年度は複数常任委員会制をとっている関係で、何らかの形での調整というものが必要になった場合は、またご協力の方をお願いしたいと思ひま

す。

それでは、その他につきましてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長

それでは、これをもって厚生常任委員会を閉会させていただきます。

(午前11時45分 閉会)

